



山形県公報

平成22年7月6日(火)
第2157号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

- 指定居宅介護支援事業者の指定……………(置賜総合支庁福祉課) …781
- 開発行為に関する工事の完了……………(村山総合支庁建築課) …同
- 同……………(同) …782
- 同……………(置賜総合支庁建築課) …同

### 公 告

- 特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請……………(村山総合支庁地域振興課) …同
- 同……………(置賜総合支庁地域振興課) …783
- 平成23年度山形県立高等学校の入学者募集……………(教育委員会) …同
- 一般競争入札の公告……………(公安委員会) …784
- 同……………(同) …785
- 同……………(同) …786
- 同……………(同) …787

### そ の 他

- 平成22年度行政書士試験の実施……………(市町村課) …788

### 正 誤

## 告 示

### 山形県告示第588号

介護保険法(平成9年法律第123号)第46条第1項の規定により、指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定した。

平成22年7月6日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定居宅介護支援事業者の名称 | 事業所の名称及び所在地                               | サービスの種類     | 指定年月日       |
|----------------|-------------------------------------------|-------------|-------------|
| 株式会社アクト        | 居宅介護支援センターさわやかホーム<br>西置賜郡飯豊町大字手ノ子1651-1番地 | 居 宅 介 護 支 援 | 平成22. 6. 28 |

### 山形県告示第589号

次の開発行為は、完了した。

平成22年7月6日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 許可番号  
平成22年5月18日 指令村総建第5010号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称

尾花沢市大字荻袋字西荻原1327番71、1327番169、1287番20、1287番16地先  
北村山郡大石田町大字鷹巣字南原48番95

- 3 開発許可を受けた者の所在地及び名称  
尾花沢市大字野黒沢554番地の29  
社会福祉法人 尾花沢福祉会

#### 山形県告示第590号

次の開発行為は、完了した。

平成22年7月6日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 許可番号  
平成22年5月31日 指令村総建第5013号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称  
上山市高松字北谷地330番2
- 3 開発許可を受けた者の所在地及び名称  
上山市長清水二丁目3番24号  
岩瀬龍雄、岩瀬瑠美

#### 山形県告示第591号

次の開発行為は、完了した。

平成22年7月6日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 許可番号  
平成22年4月21日 指令置総建第3号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称  
東置賜郡高島町大字福沢字草刈場二727-1、735-3、736-3、字草刈場一719-13、719-13先水路
- 3 許可を受けた者の所在地及び名称  
東置賜郡高島町大字高島522-3  
株式会社 菅野実務研究所 代表取締役 菅野広子

## 公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証について申請があった。

平成22年7月6日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 申請のあった年月日  
平成22年6月29日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
- (1) 名称  
特定非営利活動法人健康さくらんぼ21
- (2) 代表者の氏名  
奥山 保雄
- (3) 主たる事務所の所在地  
東根市四ツ家一丁目1番14-7号
- (4) 定款に記載された目的  
この法人は、健康ひがしね21を基本理念に、市民参加による体力の維持増進の実践、生活習慣病の予防などの基礎的知識を習得などにより、市民がより良いライフスタイルを獲得できるよう、関係団体との連携や協働

による事業などを展開する。

健康づくりの普及と啓発を図る活動により、市民が健やかで心豊かに生活できる活力あるまちづくりに寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証について申請があった。

平成22年7月6日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 申請のあった年月日

平成22年6月24日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

(1) 名称

特定非営利活動法人Y-MOTネットワーク

(2) 代表者の氏名

渡邊 毅

(3) 主たる事務所の所在地

米沢市門東町三丁目1番47号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、地域の中小企業に対して、専門知識を集結し、企業・産業に課題解決型のサービスを提供する事業を行い、広域的な経済・産業の活性化、雇用の創出を支援し、社会の発展に寄与することを目的とする。

平成23年度山形県立高等学校の入学者を次のとおり募集する。

平成22年7月6日

山形県教育委員会

委員長 長 南 博 昭

山形県立高等学校専攻科

| 学 校 名                   | 設 置 学 科 | 入 学 定 員 |
|-------------------------|---------|---------|
| 山 形 県 立 米 沢 工 業 高 等 学 校 | 生 産 情 報 | 12      |

(注) 入学志願に係る詳細については、別記「平成23年度山形県立米沢工業高等学校専攻科入学志願要項」に定めるところによる。

別記

平成23年度山形県立米沢工業高等学校専攻科入学志願要項

1 志願資格

次の各号の一に該当する者

(1) 高等学校若しくはこれに準ずる学校若しくは中等教育学校を卒業又は平成23年3月卒業見込みの者

(2) 学校教育法施行規則第150条の規定により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者

2 募集区域

県下一円

3 出願期間

平成22年8月9日（月）から8月13日（金）正午まで

4 提出書類

(1) 入学願書

学校所定のものに受験料として2,200円の山形県収入証紙をはり、消印はしないこと。

(2) 履歴書・身上書

学校所定のもの

- (3) 写 真  
最近3か月以内に撮影したもの
  - (4) 調査書  
進学用の所定の様式のもの
  - (5) 健康診断書  
学校所定のもので、平成22年4月1日以降に受診したもの
- 5 選 抜  
提出書類によるほか、県立米沢工業高等学校において次の学力検査及び面接を行う。
- (1) 学力検査
    - イ 検査教科  
工 業
    - ロ 検査時間  
70分
    - ハ 検査期日  
平成22年8月18日（水）
  - (2) 面接期日  
平成22年8月18日（水）学力検査終了後  
\*定員に満たない場合は1月に2次募集と選抜を実施する。（小論文と面接による選抜）
- 6 合格発表  
平成22年8月24日（火）午後3時予定
- 7 その他  
細部については、学校の募集要項によることとし、志願校に問い合わせること。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、電子計算機の賃貸借及び保守の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

平成22年7月6日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 入札の場所及び日時
- (1) 場 所 山形市松波二丁目8番1号 山形県警察本部101会議室（1階）
  - (2) 日 時 平成22年7月26日（月）午後1時30分
- 2 入札に付する事項
- (1) 調達をする物品及び役務の名称並びに数量 電子計算機の賃貸借及び保守（自動車保管場所管理システム装置）一式
  - (2) 調達をする物品及び役務の仕様等 仕様書による。
  - (3) 契約期間 平成22年10月1日から平成27年9月30日まで
  - (4) 履行場所 入札説明書による。
  - (5) 入札方法 (3)の契約期間に掲げる期間に相当する料金の総額のうち、6か月分に相当する金額により行う。  
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約期間に係る総額の金額のうち、6か月分に相当する金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 3 入札参加者の資格  
次に掲げる要件をすべて満たす者であること。
- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。
  - (2) 1年以上引き続き業として当該競争入札に付する契約に係る業務を営んでいること。
  - (3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
  - (4) 山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）第125条第5項の競争入札参加資格者名簿（様式第104号に限る。）に記載されていること。
  - (5) 過去5か年の間に都道府県警察本部に2の(1)の物品と同様の物品等を一括納入した実績があることを証明できること。

- 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する部局等  
山形市松波二丁目8番1号 山形県警察本部警務部情報管理課 電話番号023(626)0110
- 5 入札保証金及び契約保証金
  - (1) 入札保証金 免除する。
  - (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、規則第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。
- 6 入札の無効  
入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。
- 7 その他
  - (1) この公告による入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認申請書及び2の(1)の物品の仕様適合するものとして作成した応札に係る物品の仕様書（以下「応札物品仕様書」という。）、3の(5)に係る証明書その他必要な書類を平成22年7月15日（木）午後2時までに山形県警察本部警務部情報管理課に提出すること。
  - (2) (1)により提出された応札物品仕様書については、調達する物品及び役務の仕様に適合しているかどうかを審査し、審査の結果適合しないと認められた場合は、当該応札物品仕様書を提出した者は、この入札に参加することができない。
  - (3) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定め並びにこの契約に係る次年度以降の歳入歳出予算が成立しない場合の契約解除に関する定めを設けるものとする。
  - (4) この入札及び契約は、県の都合により調達手続の停止等があり得る。
  - (5) 詳細については入札説明書による。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、電子計算機の賃貸借及び保守の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

平成22年7月6日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 入札の場所及び日時
  - (1) 場 所 山形市松波二丁目8番1号 山形県警察本部101会議室（1階）
  - (2) 日 時 平成22年7月26日（月）午後2時
- 2 入札に付する事項
  - (1) 調達をする物品及び役務の名称並びに数量 電子計算機の賃貸借及び保守（携帯型コンピュータ（POT）管理システム装置）一式
  - (2) 調達をする物品及び役務の仕様等 仕様書による。
  - (3) 契約期間 平成22年10月1日から平成27年9月30日まで
  - (4) 履行場所 入札説明書による。
  - (5) 入札方法 (3)の契約期間に掲げる期間に相当する料金の総額のうち、6か月分に相当する金額により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約期間に係る総額の金額のうち、6か月分に相当する金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 3 入札参加者の資格  
次に掲げる要件をすべて満たす者であること。
  - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。
  - (2) 1年以上引き続き業として当該競争入札に付する契約に係る業務を営んでいること。
  - (3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
  - (4) 山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）第125条第5項の競争入札参加資格者名簿（様式第104号に限る。）に記載されていること。
  - (5) 過去5か年の間に都道府県警察本部に2の(1)の物品と同様の物品等を一括納入した実績があることを証明できること。

- 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する部局等  
山形市松波二丁目8番1号 山形県警察本部警務部情報管理課 電話番号023(626)0110
- 5 入札保証金及び契約保証金
  - (1) 入札保証金 免除する。
  - (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、規則第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。
- 6 入札の無効  
入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。
- 7 その他
  - (1) この公告による入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認申請書及び2の(1)の物品の仕様適合するものとして作成した応札に係る物品の仕様書（以下「応札物品仕様書」という。）、3の(5)に係る証明書その他必要な書類を平成22年7月15日（木）午後2時までに山形県警察本部警務部情報管理課に提出すること。
  - (2) (1)により提出された応札物品仕様書については、調達する物品及び役務の仕様に適合しているかどうかを審査し、審査の結果適合しないと認められた場合は、当該応札物品仕様書を提出した者は、この入札に参加することができない。
  - (3) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定め並びにこの契約に係る次年度以降の歳入歳出予算が成立しない場合の契約解除に関する定めを設けるものとする。
  - (4) この入札及び契約は、県の都合により調達手続の停止等があり得る。
  - (5) 詳細については入札説明書による。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、電子計算機の賃貸借及び保守の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

平成22年7月6日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 入札の場所及び日時
  - (1) 場 所 山形市松波二丁目8番1号 山形県警察本部101会議室（1階）
  - (2) 日 時 平成22年7月26日（月）午後2時30分
- 2 入札に付する事項
  - (1) 調達をする物品及び役務の名称並びに数量 電子計算機の賃貸借及び保守（汎用電子計算機接続端末装置等） 一式
  - (2) 調達をする物品及び役務の仕様等 仕様書による。
  - (3) 契約期間 平成22年10月1日から平成27年9月30日まで
  - (4) 履行場所 入札説明書による。
  - (5) 入札方法 (3)の契約期間に掲げる期間に相当する料金の総額のうち、6か月分に相当する金額により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約期間に係る総額の金額のうち、6か月分に相当する金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 3 入札参加者の資格  
次に掲げる要件をすべて満たす者であること。
  - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。
  - (2) 1年以上引き続き業として当該競争入札に付する契約に係る業務を営んでいること。
  - (3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
  - (4) 山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）第125条第5項の競争入札参加資格者名簿（様式第104号に限る。）に登録されていること。
  - (5) 過去5か年の間に国、地方公共団体又は都道府県警察本部に2の(1)の物品と同様若しくは同等の物品等を一括納入した実績があることを証明できること。

- 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する部局等  
山形市松波二丁目8番1号 山形県警察本部警務部情報管理課 電話番号023(626)0110
- 5 入札保証金及び契約保証金
  - (1) 入札保証金 免除する。
  - (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、規則第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。
- 6 入札の無効  
入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。
- 7 その他
  - (1) この公告による入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認申請書及び2の(1)の物品の仕様適合するものとして作成した応札に係る物品の仕様書（以下「応札物品仕様書」という。）、3の(5)に係る証明書その他必要な書類を平成22年7月15日（木）午後2時までに山形県警察本部警務部情報管理課に提出すること。
  - (2) (1)により提出された応札物品仕様書については、調達する物品及び役務の仕様に適合しているかどうかを審査し、審査の結果適合しないと認められた場合は、当該応札物品仕様書を提出した者は、この入札に参加することができない。
  - (3) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定め並びにこの契約に係る次年度以降の歳入歳出予算が成立しない場合の契約解除に関する定めを設けるものとする。
  - (4) この入札及び契約は、県の都合により調達手続の停止等があり得る。
  - (5) 詳細については入札説明書による。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、電子計算機の賃貸借及び保守の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

平成22年7月6日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 入札の場所及び日時
  - (1) 場 所 山形市松波二丁目8番1号 山形県警察本部101会議室（1階）
  - (2) 日 時 平成22年7月26日（月）午後3時
- 2 入札に付する事項
  - (1) 調達をする物品及び役務の名称並びに数量 電子計算機の賃貸借及び保守（地域ネットワーク用端末装置）一式
  - (2) 調達をする物品及び役務の仕様等 仕様書による。
  - (3) 契約期間 平成22年10月1日から平成27年9月30日まで
  - (4) 履行場所 入札説明書による。
  - (5) 入札方法 (3)の契約期間に掲げる期間に相当する料金の総額のうち、6か月分に相当する金額により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約期間に係る総額の金額のうち、6か月分に相当する金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 3 入札参加者の資格  
次に掲げる要件をすべて満たす者であること。
  - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。
  - (2) 1年以上引き続き業として当該競争入札に付する契約に係る業務を営んでいること。
  - (3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
  - (4) 山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）第125条第5項の競争入札参加資格者名簿（様式第104号に限る。）に記載されていること。
  - (5) 過去5か年の間に国、地方公共団体又は都道府県警察本部に2の(1)の物品と同様若しくは同等の物品等を一括納入した実績があることを証明できること。

- 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する部局等  
山形市松波二丁目8番1号 山形県警察本部警務部情報管理課 電話番号023(626)0110
- 5 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金 免除する。
- (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、規則第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。
- 6 入札の無効  
入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。
- 7 その他
- (1) この公告による入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認申請書及び2の(1)の物品の仕様に適合するものとして作成した応札に係る物品の仕様書（以下「応札物品仕様書」という。）、3の(5)に係る証明書その他必要な書類を平成22年7月15日（木）午後2時までに山形県警察本部警務部情報管理課に提出すること。
- (2) (1)により提出された応札物品仕様書については、調達する物品及び役務の仕様に適合しているかどうかを審査し、審査の結果適合しないと認められた場合は、当該応札物品仕様書を提出した者は、この入札に参加することができない。
- (3) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定め並びにこの契約に係る次年度以降の歳入歳出予算が成立しない場合の契約解除に関する定めを設けるものとする。
- (4) この入札及び契約は、県の都合により調達手続の停止等があり得る。
- (5) 詳細については入札説明書による。

## そ の 他

行政書士法（昭和26年法律第4号）第4条第1項の規定による山形県知事の委任に係る平成22年度行政書士試験を次のとおり実施する。

平成22年7月6日

財団法人行政書士試験研究センター

理事長 木 寺 久

- 1 試験の日時  
平成22年11月14日（日）午後1時から午後4時まで
- 2 試験の場所  
山形市蔵王飯田637番地 ヒルズサンピア山形
- 3 試験の科目及び方法
- (1) 試験の科目

| 試 験 科 目                   | 内 容 等                                                                                                                      |
|---------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 行政書士の業務に関し必要な法令等（出題数46題）  | 憲法、行政法（行政法の一般的な法理論、行政手続法、行政不服審査法、行政事件訴訟法、国家賠償法及び地方自治法を中心とする。）、民法、商法及び基礎法学の中からそれぞれ出題し、法令については、平成22年4月1日現在施行されている法令に関して出題する。 |
| 行政書士の業務に関連する一般知識等（出題数14題） | 政治・経済・社会、情報通信・個人情報保護、文章理解                                                                                                  |

- (2) 試験の方法

イ 試験は、筆記試験によって行う。

ロ 出題の形式は、「行政書士の業務に関し必要な法令等」は択一式及び記述式、「行政書士の業務に関連する一般知識等」は択一式とする。

## 4 受験手続

## (1) 郵送による受験申込み

イ 受付期間 平成22年8月2日（月）から同年9月3日（金）まで（同日までの消印があるものに限り受け付ける。）

ロ 受付場所 財団法人行政書士試験研究センター（受験願書と一緒に配布する封筒により簡易書留郵便で郵送すること（あて先は印刷されている。）。）

ハ 提出書類 受験願書一式

ニ 受験手数料 7,000円（納付方法については、試験案内を参照すること。）

ホ 試験案内及び受験願書の配布方法、配布期間及び配布場所

## (イ) 郵送配布

平成22年8月2日（月）から同月27日（金）までに、140円分の切手を貼ったあて先明記の返信用封筒（角2号：A4サイズの用紙が折らずに入る大きさ）を同封の上、封筒の表に「願書請求」と朱書きして、下記あて先まで郵便で請求すること（同日まで必着のこと。）。

あて先 〒100-8779 郵便事業株式会社銀座支店留 財団法人行政書士試験研究センター

## (ロ) 窓口配布

| 配布場所                | 所在地                        | 配布期間                                                      |
|---------------------|----------------------------|-----------------------------------------------------------|
| 山形県総務部総合政策局<br>市町村課 | 山形市松波二丁目8番1号               | 平成22年8月2日（月）から同年9月3日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）午前8時30分から午後5時15分まで |
| 山形県村山総合支庁           | 山形市鉄砲町二丁目19番68号            |                                                           |
| 山形県村山総合支庁西庁舎        | 寒河江市大字西根字石川西355番地          |                                                           |
| 山形県村山総合支庁北庁舎        | 村山市楯岡笛田四丁目5番1号             |                                                           |
| 山形県最上総合支庁           | 新庄市金沢字大道上2034番地            |                                                           |
| 山形県置賜総合支庁           | 米沢市金池七丁目1番50号              |                                                           |
| 山形県置賜総合支庁西庁舎        | 長井市高野町二丁目3番1号              |                                                           |
| 山形県庄内総合支庁           | 東田川郡三川町大字横山字袖東19番1号        |                                                           |
| 山形県行政書士会            | 山形市荒楯町一丁目7番8号<br>山形県行政書士会館 | 平成22年8月2日（月）から同年9月3日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）午前9時から午後5時まで       |

## (2) インターネットによる受験申込み

イ 受験申込み画面への入力

財団法人行政書士試験研究センターのホームページ（<http://gyosei-shiken.or.jp>）からインターネット出願画面に接続し、画面の項目に従って必要事項を漏れなく入力すること。

ロ 受験手数料

7,000円（財団法人行政書士試験研究センターが指定したクレジットカード（申込者本人名義のものに限る。）により決済すること。）

ハ 受付期間

平成22年8月2日（月）午前9時から同月31日（火）午後5時まで。なお、この出願システムは、同日午後5時で終了し、接続中（入力中）であっても申込みができなくなるので注意すること。

## (3) 連絡先（問い合わせ先）

財団法人行政書士試験研究センター（電話番号 03-5251-5600）

## 5 特例措置の実施

身体の機能に著しい障がいのある方は、障がいの状況により必要な措置（点字試験を含む。）を講ずることがあるので、受験申込みに先立って必ず4の(3)の連絡先へ相談すること。

6 合格発表の日時及び方法

(1) 日 時 平成23年1月24日（月）午前9時

(2) 方 法 財団法人行政書士試験研究センターの掲示板に合格者の受験番号を公示する。なお、公示後、受験者全員に合否通知書を郵送する。また、財団法人行政書士試験研究センターのホームページ（<http://gyosei-shiken.or.jp>）に合格者の受験番号を掲載する。

| 発行年月日       | 県公報<br>番 号    | ページ | 正 誤          |                                                   | 正                                                                   |
|-------------|---------------|-----|--------------|---------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------|
|             |               |     | 行            | 誤                                                 |                                                                     |
| 平成22. 2. 16 | 第2118号        | 141 | 下から5<br>と6の間 | なし                                                | (イ) 次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。<br>字東増川山・字西増川山（以上2字について次の図に示す部分に限る。） |
| 同           | 同             | 同   | 下から5         | (イ) 次の森林については、主伐は、択伐による。                          | (ロ) 次の森林については、主伐は、択伐による。                                            |
| 同           | 同             | 同   | 下から3         | (ロ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。                    | (ハ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。                                      |
| 同           | 同             | 同   | 下から2         | (ハ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で | (ニ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で                   |
| 同           | 同             | 142 | 1            | (ニ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。                            | (ホ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。                                              |
| 同           | 4. 1<br>号外(9) | 2   | 9            | これら」に                                             | これら」に、「次長等」を「部長等」に                                                  |